

盛岡市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年1月11日

盛岡市監査委員	熊谷喜美男
同	武田牧雄
同	佐藤敬三
同	川村幸子

- |              |                       |
|--------------|-----------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成23年11月29日付け23盛監第80号 |
| 2 対象部署及び事項   | 環境部に係る指摘事項            |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。               |

23 盛リ第2号  
平成23年12月9日

盛岡市監査委員 熊谷 喜美男 様  
同 武田 牧雄 様  
同 佐藤 敬三 様  
同 川村 幸子 様

盛岡市長 谷藤 裕明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成23年11月29日付け23盛監第80号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 リサイクルセンター）

廃棄物処理手数料の収納に当たり、収納金の払込みが遅滞しているものが18件見られたので適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

盛岡市財務規則第43条の規定に則り、遅滞なく収納金の払込みを行うよう、周知徹底するとともに、担当職員の確保に努める体制の見直しを行った。

（2）原因、予防策及び経過等を含めた内容

リサイクルセンターでは管理事務所に従事する職員4名（H22年度）が出納員及び会計員の発令を受け収納金の処理を行っており、内2名は9時から16時の間、搬入者からの収納金徴収を行っている。平成22年度においては、担当職員の病気休暇等複数員の休暇が度々重なる日があり、指定金融機関の営業時間内に収納金の払込みが出来ない事態が発生したものである。今後は、出納員及び会計員に対し盛岡市財務規則に基づき、適正な事務の執行を行うよう周知徹底するとともに、会計員が人員不足の場合は、所管課（資源循環推進課）会計員が収納事務を応援する体制を整える。

23 盛ク第 19 号  
平成 23 年 12 月 12 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男  
盛岡市監査委員 武 田 牧 雄  
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三  
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 23 年 11 月 29 日付け 23 盛監第 80 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（クリーンセンター）

業務委託に当たり、業務委託契約約定に定められた業務の一部下請けの承認手続きが行われていないものが 1 件見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

上司及び担当職員に対し、業務委託契約約定の内容を熟知しておくよう指導するとともに、再発防止に向けて業務の進行管理の徹底を指示した。

（2）原因、予防策及び経過等を含めた内容

今回の原因は、業務委託契約の約定内容に対する理解不足により、業者に対する指示等が適切に行われなかったことによるものである。今後は、契約約定に従い、適正に業務委託が履行されるよう、上司及び担当がチェックし合い再発防止に努める。